

公務災害防止対策セミナー市町村研修支援コース事業実施要綱

制定 平成25年4月1日

(目的)

第1条 この公務災害防止対策セミナー市町村研修支援コース事業は、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会(以下「協会」という。)が講師等を派遣すること等により、地方公共団体等の公務災害等防止対策研修の実施を支援し、もって市町村職員の公務災害等防止に資する。

(派遣の対象等)

第2条 協会は、次に掲げる研修について、講師等の派遣を行うものとする。

- (1) 都道府県が管内市区町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)職員を対象として実施する公務災害等防止対策研修
 - (2) 都道府県の市長会、町村会及び管内市区町村職員を対象として研修を実施する公共的団体が、当該団体の構成市区町村の職員を対象として実施する公務災害等防止対策研修
 - (3) 市(特別区を含む。以下同じ。)町村が、当該市町村の職員を対象として実施する公務災害等防止対策研修
- 2 前項に掲げる研修の受講者数は、概ね50人以上とする
- 3 第1項の規定による講師の派遣は、派遣を受ける各地方公共団体等について研修実施日の属する年度において1回とする。

(派遣経費)

第3条 講師の派遣等に要する経費は、協会が事業計画の範囲において、協会の基準に基づき負担する。

(申請手続)

第4条 支援を希望する団体は、別紙研修概要を提出し、支援確定通知を受けた場合は、原則として研修の2ヶ月前までに、様式第1号による申請書を協会に提出しなければならない。

(支援決定の通知等)

第5条 協会は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、支援すべきものと認めるときは、支援決定を行い、様式第2号による支援提供決定通知書を団体に通知するものとする。

2 講師の派遣等を求める団体は、講師の選定等について協会と協議しなければならない。

(計画変更等の承認)

第6条 決定通知を受けた団体は、研修内容の変更に伴い、派遣を希望する講師等を変更しようとするときは、あらかじめ様式第3号による申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

ない。

- 2 協会は、前項の規定により支援の決定の内容を変更した場合は、様式第4号による支援決定変更通知書により団体に通知するものとする。
- 3 団体は、研修を中止しようとするときは、様式第5号による支援中止申請書を協会に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 団体は、研修が修了した日から1月以内に様式第6号による実績報告書を提出しなければならない。

(その他必要な事項)

第8条 支援に関するその他必要な事項は、協会の理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

安全衛生基本セミナー市町村研修支援事業実施要綱(平成17年4月1日制定)は廃止する。